



平成28年7月から

こどもの医療費助成制度の対象者を18歳まで拡大します

問い合わせは 保険年金課こども医療係 (☎22-1118) へ

こどもの医療費助成制度の概要

阿南市に住所がある0歳から18歳(18歳に達した最初の3月末日)までの保険診療の自己負担額(一部負担金)や入院時食事代の自己負担額(標準負担額)を助成する制度です。くわしくは、市ホームページをご覧ください。

新たに対象となる方は、申請期間内に申請していただくようお願いします。



新たに対象となる方



次の全ての要件を満たすこども

- ① 平成10年4月2日生まれから平成13年4月1日生まれまでのこども
※18歳に達した日以後の最初の3月31日までが助成制度の対象となります。
- ② 阿南市に住所があるこども
- ③ 健康保険に加入しているこども
※ただし、生活保護法により保護を受けている世帯に属するこどもを除く。



申請方法



- 申請期間：5月2日(月)～31日(火)
《平日》8:30～17:00
※ただし、5月29日(日)は8:30から17:00まで市民コーナーにて受付窓口を開設します。
 - 申請場所：市役所第1仮庁舎1階 市民コーナー(市民生活課横)
または 各支所・各住民センター
- ※対象の方には、保険年金課から関係書類を送付します。内容をご確認のうえ、申請してください。
申請書が届かない場合は、保険年金課までご連絡ください。

《7月1日からお使いになっていただく受給者証は、6月下旬に郵送します。》

- 申請期間が過ぎても申請はできますが、受給者証の送付が7月1日以降となる場合があります。
- すでに、「受給者証」をお持ちの0歳から中学3年生までのお子さまについては、手続きの必要はありません。
- 現在中学1年生から中学3年生で「藤色」の受給者証をお持ちの方は、新制度に対応した「みどり色」の受給者証を6月下旬に郵送します。

